

(平成25年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、結婚後、国民年金の加入手続を行い、元夫が会社を辞めて独立してからは私が夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間前後の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の元夫は、申立期間のうち昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付済みである上、申立人の元夫の昭和 55 年分給与所得者の保険料控除申告書に記載されている国民年金保険料額は、当該 1 年分の二人分の付加保険料を含む国民年金保険料額と一致しているなど、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

なお、申立人の元夫の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、当委員会の決定に基づき既に納付記録を納付済みに訂正することが必要であるとする通知が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社において継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年8月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社において継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年8月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年9月1日まで

A社からB社に出向していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された平成14年及び15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 24 日から同年 6 月 1 日まで
年金事務所から、A社及びその関連会社であるB社における年金加入記録のお知らせが届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管していた申立人に係る申立期間当時の諸給与支払内訳明細書及び同僚の供述により、申立人は、申立期間も含めて同社及びB社に継続して勤務し（昭和 62 年 6 月 1 日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記諸給与支払内訳明細書において確認できる保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているが、同社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人に係る資格喪失日が昭和 62 年 5 月 24 日と記載されていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年10月から9年8月まで
私の母は、私が20歳の頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人が20歳の頃に国民年金の加入手続きを行ってくれたとしているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が平成9年9月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより基礎年金番号が付番され、申立人に対して、同年9月4日にその基礎年金番号が記載された年金手帳が交付されており、申立人は当該手帳のほかにも別の手帳を所持していたことはないとしている。

また、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得日及び同喪失日は、平成13年12月4日に記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点までは、申立期間は未加入期間であったと推認でき、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該記録追加時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、その記憶が明確ではない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年1月までの期間、同年3月及び14年1月から15年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から5年1月まで
② 平成5年3月
③ 平成14年1月から15年1月まで

平成3年4月頃に町役場から年金手帳が届いたため、私の母は、私の国民年金保険料を自宅に集金に来ていた母子福祉会の役員を通じて納付してくれていた。申立期間③のうち平成14年12月及び15年1月分の保険料は、24年12月に後納制度により納付しているが、当時母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、平成3年4月頃に年金手帳が町役場から届き、国民年金に加入したとしているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は5年11月又は同年12月頃に払い出されていることから、この頃に国民年金に加入したと考えられ、申立内容と符合しない上、当該払出時点では申立期間①のうち一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。また、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付開始時期に関する記憶が明確でないほか、申立人の手帳記号番号は上記のとおり払い出されていることから、当該期間は過年度保険料となるどころ、申立人が当時居住していた町の被保険者名簿では、申立人の納付記録は、5年4月から同年12月までの期間及び6年4月から7年2月までの期間に係る保険料を現年度納付、並びに5年2月、6年1月から同年3月までの期間及び7年3月に係る保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間①及び②に係る納付記録は記載されておらず、当該被保険者名簿の納付記録はオンライン記録と一致している。

申立期間③については、申立人は、当該期間に係る国民年金の再加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の再加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、当該期間に係る国民年金への再加入手続に関する記憶が無く、保険料の納付に関する記憶も明確でないほか、平成 20 年 5 月 1 日に当該期間に係る被保険者資格記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点までは、制度上、保険料を納付することができない未加入期間であったと考えられる上、当該記録追加時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
ねんきん定期便を見て、A社に勤務していた期間のうちの申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。同社には申立期間の初日である平成 15 年 4 月 1 日に正社員として入社したが、同社から申立期間は厚生年金保険に加入しない旨の説明は受けていないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間当時の源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人の同社における雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間も含めて同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されておらず、また、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されているのは、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成 15 年 7 月以降であることが確認できる。

このことについて、A社は、「申立期間当時は、新入社員には全員 3 か月間の試用期間を設け、その間は厚生年金保険や健康保険には加入させていなかった。」旨回答しているところ、申立人が平成 15 年 4 月 1 日に同期入社した同僚として名前を記憶している 8 名は、いずれも同社における厚生年金保険の資格取得日が、申立人と同日の同年 7 月 1 日となっていることがオンライン記録から確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人について、事業主は平成 15 年 7 月 1 日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け出ていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
A組合に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同組合に勤務したことが確認できる雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 11 月 30 日までA組合に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、A組合から提出された申立人に係る賃金台帳において、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届から、申立人のA組合における厚生年金基金加入員資格喪失日は、厚生年金保険の被保険者資格の記録と同じ、昭和 56 年 11 月 30 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 2 日から 39 年 4 月 1 日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、申立期間に勤務したA病院を退職後は、B病院に勤務し、脱退手当金を受給したとする昭和 42 年 3 月 9 日も同病院に在職中であり、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に勤務したA病院を退職した後の昭和 42 年 3 月 9 日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されている記録があるところ、同病院に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、脱退手当金支給記録のある昭和42年3月当時勤務していたB病院において、C共済組合の共済年金に加入しているが、同病院を退職後、当該共済年金加入期間について退職一時金を受給していることがC共済組合の記録において確認できる。そして、申立人に対する脱退手当金及び退職一時金の支給記録の有る昭和42年当時、厚生年金保険と共済年金との被保険者期間の通算ができる通算年金制度が既に有り、また、当該脱退手当金と退職一時金の支給時期が近接していることから、申立人が退職一時金のみならず、脱退手当金も受給していることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。